

青森県報

第四百八十五号

令和四年
七月十五日
(金曜日)

目次

規則

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

告示

○鳥獣捕獲等事業の変更の認定……………(自然保護課) ……一

○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(生活習慣病対策課) ……二

○家畜人工授精講習会の開催……………(障害福祉課) ……二

公告

○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……三

○農地を利用する権利の設定の裁定……………(構造政策課) ……三

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(整備企画課) ……四

○令和四年度P.F.O.S含有泡消火薬剤処理(収集・運搬及び処分)業務委託に係る一般競争入札……………(消防保安課) ……四

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……六

選挙管理委員会

○公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局) ……七
○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正……………(同) ……七

規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月十五日

青森県知事 三村 申 吾

青森県規則第四十九号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二号中「又は」を「、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は」に改める。

第六号様式の別記の「注意事項」の6中「請求書を亡失したり」を「請求書を亡失し、又は著しく」及び「また」を「また、この」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

青森県告示第四百号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の七第一項の規定により次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第二項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により公示する。

令和四年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更認定年月日

令和四年七月六日

二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

一般社団法人青森県猟友会

青森市本町五丁目五の二一

2 代表者の氏名

豊田 重男

青森県告示第四百一号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六條第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和四年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の氏名	氏名	名称	所在地	診療科	担当する名称	指定年月日
難病指定	盛 泰子	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	眼科		四・七・四
難病指定	工藤 康之	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目七〇	消化器内科		〃
難病指定	浅利 享	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目七〇	消化器内科		令和四・六・三〇

青森県告示第四百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和四年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人 社会福祉協議会	社会福祉法人 社会福祉協議会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸の四	居宅介護	社会福祉法人 社会福祉協議会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸の四	令和四・七・一
社会福祉法人 社会福祉協議会	社会福祉法人 社会福祉協議会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸の四	重度訪問介護	社会福祉法人 社会福祉協議会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸の四	〃
社会福祉法人 社会福祉協議会	社会福祉法人 社会福祉協議会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸の四	行動援護	社会福祉法人 社会福祉協議会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸の四	〃

青森県告示第四百三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第千五百七十七号）第二条第二項の規定により告示する。

令和四年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

令和四年八月二十九日から同年九月二十八日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

二 開催場所

地方独立行政法人青森県産業技術センター畜産研究所（上北郡野辺地町）

三 講習人員

十六人以上。ただし、青森県営農大大学校在学学生又は卒業生並びに令和三年度青森県家畜人工授精講習会において受講を申し込み、新型コロナウイルス対策としての

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に関係書類を添えて令和四年八月八日までに所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び各地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和四年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和四年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和四年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の一	田	一、一〇〇
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の二	田	三、二一九
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の三	田	一、九四二

二 利用権の内容

農地の区分	利用権の内容
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の一	賃借権
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の二	賃借権
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の三	賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

農地の区分	利用権の始期	存続期間
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の一	令和四年八月	二〇年

上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の二	令和四年八月	二〇年
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の三	令和四年八月	二〇年

四 借賃に相当する補償金の額

農地の区分	借賃に相当する補償金の額(円)
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の一	九八、〇〇〇円
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の二	二八八、〇〇〇円
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の三	一七四、〇〇〇円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農地の区分	所有者等に係る情報
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の一	平成二九年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の二	平成二九年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の三	平成二九年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

青森県土木積算システム開発業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県土木整備部整備企画課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和四年六月二十四日

五 契約の相手方の名称及び住所

一般財団法人日本建設情報総合センター
東京都港区赤坂五丁目二の二〇

六 契約金額

七千九百九十七万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

八 契約の相手方を決定した手続

公募型プロポーザル方式により選定した契約候補者を契約の相手方としたものである。

令和四年度 P F O S 含有泡消火薬剤処理(収集・運搬及び処分)業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

令和四年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる役務（以下「調達案件」という。）に係る調達とする。

(一) 調達件名

令和四年度 P F O S 含有泡消火薬剤処理（収集・運搬及び処分）業務委託

(二) 調達概要

P F O S 含有泡消火薬剤の収集・運搬及び処分

予定数量 P F O S 含有泡消火薬剤原液 一万五千四百三十リットル

2 調達案件に要求する仕様等は、入札説明書による。

二 履行期限

令和五年三月十七日

三 搬出場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 以下に示す要件を満たす、収集・運搬事業者（一者とする。）及び処分事業者（一者とする。）により、本業務を各者が分担し、協力して行う者（以下「協力施行者」という。）であること。また、以下に示す要件を満たし、両業務（収集・運搬業務及び処分業務）を一者単独で行う者（以下「単独施行者」）であること。

なお、協力施行者として入札に参加する場合は、単独施行者又は他の協力施行者として入札に参加することができない。また、単独施行者として入札に参加する場合は、協力施行者として入札に参加することができない。

2 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）（以下「廃棄物処理法」という。）で定められている処分許可を受け、P F O S 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項に基づき P F O S 含有廃棄物の処理が可能なる者であること。（ただし、協力施行者のうち、収集・運搬事業者については当該要件を満たす必要はない。）

4 本業務の履行に必要な廃棄物処理法で定められている収集・運搬許可を受けていること。（ただし、協力施行者のうち、処分事業者については当該要件を満たす必要はない。）

5 履行開始日から令和五年三月十七日までの間に予定数量の P F O S 含有廃棄物

の処理を完了することが可能であること。

6 協力施行者においては別途示す内容により入札参加確認書を提出できること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和四年八月十二日までに青森県危機管理局消防保安課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県危機管理局消防保安課消防・予防グループ

電話 〇一七―七三四―九〇八七

4 提出部数

一部

六 入札説明書の交付等

1 入札説明書等の公表

令和四年七月十五日から同年八月十二日までの間において青森県危機管理局消防保安課ホームページからダウンロードできる。
URL: <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikikanri/shobohoan/index.html>

2 問合せ先

右記五 3 に同じ

七 入札の日時及び場所

1 入札書及び入札内訳書の提出期限及び提出場所

(一) 提出期限

令和四年八月二十六日十六時

(二) 提出場所

右記53に同じ

なお、郵送等の場合には提出期限までに必着のこと。

2 開札の日時及び場所

(一) 日時

令和四年八月二十九日十一時

(二) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟二階A会議室

八 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

十 落札者の決定方法

入札説明書の要件要求を全て満たした者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額等

1 入札は総価で行う。本件は単価契約であるが、入札及び落札決定は総価によるものとする。

2 入札金額は、入札者が設定する各単価に金抜設計書に記載された各予定数量を乗じた額の合計額とすること。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 落札者が協力施行者である場合、入札参加確認書に示された業務分担に応じて各々の者と別途契約書を締結する。

5 当該調達案件に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

青森県危機管理局消防保安課消防・予防グループ

青森市長島一丁目の一

6 その他 詳細は入札説明書による。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）

除雪トラック（十トン級、六×六、ワンウェイプラウ） 一台

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年六月二十九日

五 落札者の名称及び住所

UDトラックス株式会社

埼玉県上尾市大字荻丁目一

六 落札金額

四千百六十九万円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされしていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年五月十八日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第百八十号様式の五その一中「15,800円」を「16,100円」に改める。

第百八十号様式の六その一中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円+5円2銭」

を「386,500円+5円18銭」に改める。

第百八十号様式の六その二中「310,500円+520円6銭」を「316,250円+541円31銭」

に、「573,030円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に改める。

第百八十号様式の七その一中「15,800円」を「16,100円」に改める。

第百八十号様式の七その二中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円+5円2銭」

を「386,500円+5円18銭」に改める。

第百八十号様式の七その三中「310,500円+520円6銭」を「316,250円+541円31銭」

に、「573,030円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和四年七月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

一の表中

医療法人聖心会三沢聖心会病院	〃	淋代三丁目一一の六
自衛隊三沢病院	〃	大字三沢字後久保一二五の七

を

医療法人聖心会三沢聖心会病院

〃 淋代三丁目一一の六

に改める。

二の表中

住宅型有料老人ホーム桜美苑南川端	〃	大字南川端町五
------------------	---	---------

を

医療法人清照会湊病院介護医療院	カトレア	八戸市大字新井田字松山下野場七の一五	青森市大字高田字川瀬一一〇の一	に改める。
医療法人清照会湊病院介護医療院		八戸市大字新井田字松山下野場七の一五		を
六の表中	みちのく青海荘	〃 港町三丁目六の三		に改める。
	カトレア	〃 大字高田字川瀬一一〇の一		を
三の表中	みちのく青海荘	〃 港町三丁目六の三		
	カトレア	〃 大字高田字川瀬一一〇の一		
有料老人ホーム	福音の星	〃 大字浅瀬石字扇田三七九		に改める。
住宅型有料老人ホーム	桜美苑黒石	〃 大字浅瀬石字扇田三七九		を
ほっとハウス		〃 大字尻内町字熊ノ沢三五の二		に、
結の郷		〃 南郷大字中野字留長根三		を
ほっとハウス		〃 大字尻内町字熊ノ沢三五の二		
有料老人ホーム	楽生苑南川端	〃 大字南川端町五		に、

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青森県

(印刷所・販売人)
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価 小口一枚二付十五円